

議案 評議員会の開催について

第2回評議員会は以下の開催方法及び議題により開催するものとする。

(1) 開催方法

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条及び定款第22条第1項の規定（決議の省略）に基づき、書面により評議員会を執り行う。

(2) 議題

第1号議案 評議員の選任について

第2号議案 理事の選任について